

被災した文化財の修理に対する 補助

文化庁文化財部参事官(建造物担当)付
熊本達哉

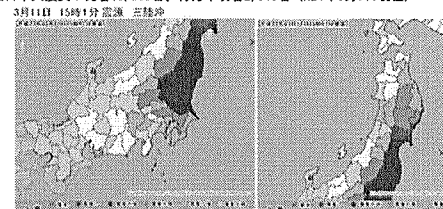
東日本大震災による文化財の被災状況

地震情報(平成23年3月13日12時55分気象庁発表)

- 発生日時: 平成23年3月11日(金) 14時46分頃
- 震源: 三陸沖、深さ約10km→24km
- 地震規模: マグニチュード7.9→8.8→9.0に引上げ

※阪神・淡路大震災との比較

- 地震規模(気象庁公表資料より、震災名は平成23年4月1日閣議了解)
平成7年(1995年)兵庫県南部地震(震災名:阪神・淡路大震災):マグニチュード7.3
- ※平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(震災名:東日本大震災):マグニチュード9.0
- ※平成7年(1995年)兵庫県南部地震の約1400倍の規模
- 死者・行方不明者数(消防庁・警察庁公表資料より)
阪神・淡路大震災:死者6,434名、行方不明者3名
東日本大震災:死者15,868名、行方不明者2,848名(H24年8月8日現在)



文化財の被害状況

(平成24年8月9日10時現在)

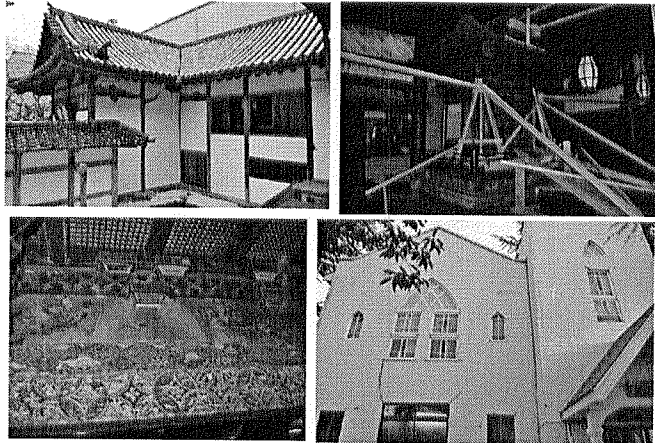
国宝	5		
重文	160		
特史	6		
史跡	90		
特名	5		
名勝	17		
天然	16		
伝建	6		
重有民	4		
その他	445	合計	744

文化財の県別被害状況

(平成24年8月9日10時現在)

青森	10	栃木	87	静岡	3
岩手	68	群馬	60	三重	1
宮城	89	埼玉	25	高知	1
秋田	11	東京	47		
山形	20	神奈川	12		
福島	76	新潟	3		
茨城	182	山梨	10		
		長野	1		
		合計	744		

宗教建築の被害



初期対応 ～被害の把握と応急措置

- ・文化財調査官の現地派遣
- ・“文化財レスキュー事業”
- ・“文化財ドクター事業”

文化財ドクター派遣事業

(東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業)

【目的】

東日本大震災によって被災した文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、応急措置及び復旧に向けての技術的支援等を行うことにより、我が国の貴重な文化財である建造物を保護。

【内容】

被災文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、所有者又は管理団体からの要請に応じて、応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行う。

【対象】

国・地方の指定等の有無を問わず、文化財である建造物とする。

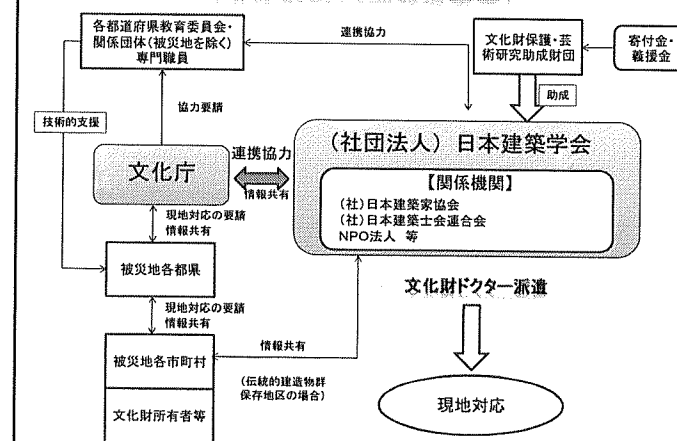


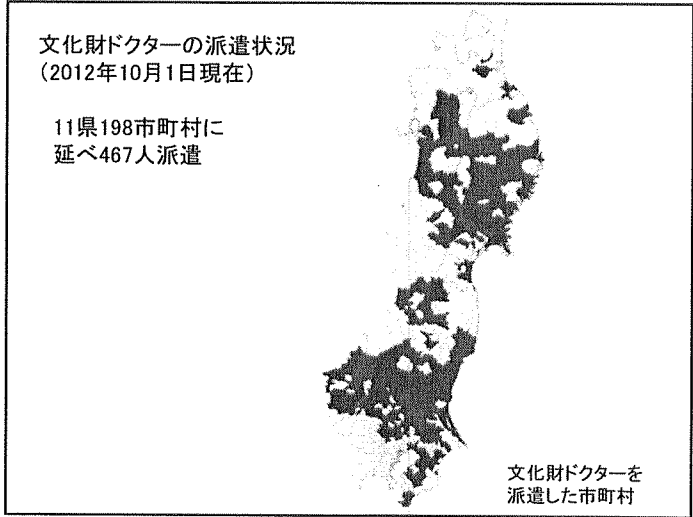
神社の宝蔵

阿弥陀堂

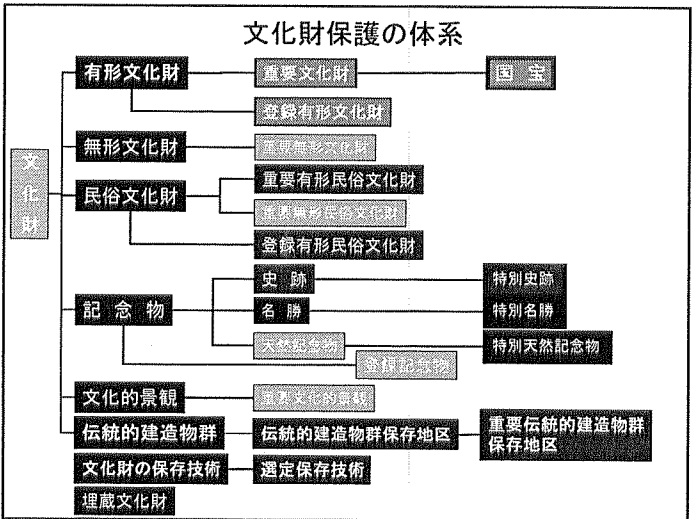
民家の蔵

東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業 (文化財ドクター派遣事業)





- ### 文化財建造物修理に対する支援
- 修理・復旧に向けての国庫補助事業(財政支援)
 - 民間等による支援
 - 技術面での支援



文化財建造物に占める宗教建築の割合

種別	分類	件数	棟数	率	
重要文化財 (2,397件 4,520棟)	近世以前	神社	567	1,194	60%
		寺院	849	1,124	
		その他	1	1	
	近代	宗教	25	32	
登録文化財 (9,136件)	宗教	1,156		13%	

重要文化財建造物修理に対する支援

文化財保存事業費関係補助金交付要綱

第3条 この補助金の交付対象となる文化財保存事業の種類は別表の左欄に掲げるとおりとし、(以下略)

2 補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象となる経費、補助金の額(率)及び補助金の交付ための手続きについては、この要綱に定めるもののほか、別に文化庁長官が定める「文化財保存事業費関係国庫補助実施要領」並びに各補助事業の種類に応じてそれぞれごとに長官が定める補助要綱によるものとする。

文化財保存事業費関係国庫補助実施要領

2. 補助金の額(率)

補助金の額(率)は、各補助要項に定めるものとする。

重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項

5. 補助金の額

(1)ア 当該補助事業者の事業規模指数に応じ、次の表に掲げる加算率を限度として補助率の加算を行うことができる。

(5) 補助事業が災害復旧事業等として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。